

# せいしんがい報

注目記事

◆1～4ページ◆  
平成25年度 社会福祉法人誠心会  
せんとらる主催講演会

救護施設やしおみ荘  
〒972-0161 福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27  
☎(0246) 89-3333 ㊟(0246) 89-3334

グループホーム・ケアホーム レジデンスなこそ  
メゾン・ド・あたご、メゾン・ド・ほりきり、コーポおかおな

指定相談事業・地域生活相談室せんとらる  
〒979-0145 福島県いわき市小名浜岡小名4-3-1  
☎(0246) 38-3520 ㊟(0246) 38-3521

障がい者支援施設ふじみの園ショートステイほっと  
〒972-0252 福島県いわき市遠野町上根本字白坂384-1  
☎(0246) 89-3400 ㊟(0246) 89-3454

虹のかけはし  
〒971-8101 福島県いわき市小名浜丹波沼61-1  
☎(0246) 73-0111 ㊟(0246) 73-0112

ワークセンターしおさい  
〒971-8161 福島県いわき市小名浜諏訪町1-10  
☎(0246) 73-2077 ㊟(0246) 73-2078

手打ちうどん 天眞庵  
〒974-8212 福島県いわき市東田町2-11-7  
☎・㊟(0246) 77-2033

ヘルパーステーションあくていぶ  
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1  
☎(0246) 65-5700 ㊟(0246) 65-5700

障害児通所支援チャーム・地域生活支援事業ウイズ  
〒971-8166 福島県いわき市小名浜愛宕上13-23  
☎(0246) 73-2033 ㊟(0246) 73-2034

障害児通所支援第2チャーム  
〒973-8409 福島県いわき市内郷御台町町鶴巻45-2  
☎(0246) 84-6882 ㊟(0246) 84-6883

## 平成25年度 社会福祉法人誠心会 せんとらる主催講演会

平成26年3月1日(土)スパリゾー  
トハワイアンズ「ラピータ」にて、  
県内外の施設関係者、役所関係者、  
保護者等、150名を超える参加の  
もと、当法人相談支援事業所せんと  
らる主催で、障害保健福祉施策の動  
向「障害者総合支援法」をテーマに  
講演会を開催しました。

当法人理事長 松崎有一、共催者  
を代表していわき市長 清水敏男様  
よりご挨拶がありました。ご来賓と  
して衆議院議員 吉野正芳様にはご  
祝辞を頂きました。多くの方々に支  
えられ、この講演会が無事開催され  
ましたことを、心より感謝申し上げ  
ます。この場を借りて、御礼申し上げ  
ます。ありがとうございます。  
\*以下に、講演会内容をご紹介します。

### 演題 「障害保健福祉施策の動向と障 害者総合支援法が施行されて」

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 企画課長

井上 誠一氏

### I 障害福祉施策のこれまでの経緯

○我が国の障害福祉施策の歴史  
●戦後、身体障害者、知的障害者、  
精神障害者それぞれの法律が出来

て、別々の法律の体系で施策が進  
められてきた。行政が措置を行う  
事によって保護する考え方が中  
心。ノーマライゼーションの理念  
の浸透、障害者等が地域で普通の  
生活を営むことを当然とする考え  
方が徐々に浸透してきた。制度の  
見直し。平成15年、支援費制度の  
施行。

### ●支援費制度

措置から契約へ、従来は行政上  
の措置ということで福祉サービ  
スの内容を行政が決めていた仕組  
みから利用者自身がサービスを選  
択する仕組みという形に大きく法  
が変わった。

問題点について：主なサービ  
スの費用が裁量の経費のための算  
上の問題。精神障害者は対象に  
なっていない。

更なる見直し。平成18年、障  
害者自立支援法が施行。

### ●障害者自立支援法

三障害、身体・知的・精神三障  
害の共通の制度という形が導入。  
地域生活への移行支援。

安定的な財源の確保できるよう  
な仕組み。その後、自立支援法も  
平成25年度からは障害者総合支  
援という形になって現在に至って  
いる。

○平成18年に障害者自立支援法（ポ  
イント）。

①三障害を一元化。②実施主体を  
市町村に一元化。③利用者本位の  
サービスティムに再編した。④就労支  
援の抜本的強化。一般就労に就き、  
一般の方と同じ職場で障害者の方も  
働けるような支援を進めていくとい  
うことを重視。⑤支給決定の透明化・  
明白化（支援の必要度に関する各観  
的な尺度である障害程度区分）⑥安  
定的な財源確保（義務的経費）かか  
った費用の1/2を国が負担するとい  
う国の義務が法律に明確に位置付  
けられた。

### ○障害者総合支援法の成立

障害者自立支援法の問題点が指  
摘された。①利用者の方、原則1  
割利用者負担②事業者に対する報  
酬の支払いが、これまで月払い方  
式だったのが日払い方式になっ  
て、収入が大きく減る事業所が生  
じた。

平成21年3月に障害者自立支  
援法の改正法案国会提出。その年の  
7月の衆議院の解散で廃案になっ  
た。民主党を中心とする政権交代  
となり、障害者自立支援法廃止。

平成22年の12月、障害者制度改  
革推進会議、総合福祉部会で具  
体的な法律の検討が行われ、骨格提  
言が取りまとめられる間に、改正  
廃案になった法律に近い内容の法  
案を議員立法でまとめられて、つ  
なぎ法案として提案され成立。そ  
の後、障害者総合支援法が障害者  
自立支援法に代わる新たな法律と

いうことで国会に提案され、平成25年6月に成立した。

この法律は、平成25年の4月に第1段階の施行、平成26年の4月、今年の4月第2段階の施行ということで、2段階の施行が行われている。

平成23年以降、障害者総合支援法以外にも様々な立法が行われた。障害者虐待防止法、障害者基本法の改正、優先調達推進法、精神保健福祉法の改正、障害者差別解消法、障害者雇用促進法といった様々な法改正が行われ、今年の1月には障害者権利条約が批准され、2月19日から効力が発生している。近年、障害者立法措置がより進んできている。

## II 障害福祉サービスの現状

### ○障害福祉サービスの予算の推移。

自立支援法になって義務的経費化され、自立支援法ができる前の年と比較すると平成26年度予算案で見ると2倍以上金額が出る。この予算が伸びてきている最大の理由は利用者数の増加。(精神障害者、障害児の伸び率というのが大きい)。

### ○障害福祉サービスの利用者負担に対する配慮

自立支援法が成立時、1割負担が原則。平成24年4月からは法律上もそういった応能負担の原則が明確化された。

### ○自立支援法後の施設等から地域へ

### の移行について

施設入所者の数、年々徐々に減ってきている。

ケアホーム、グループホーム、利用者の数が増えてきている。

### ○障害者の一般就労への移行

自立支援法後、一般就労への移行を目指そうといったサービス、雇用契約の中で就労をしていたり、就労継続支援A型、また雇用契約まではいかない方について就労の場を提供するB型、利用者の数、平成15年と平成23年を比べると、4・4倍に増加。

### ○支給決定プロセスの見直し

福祉サービスを利用する場合には原則、サービス等利用計画を作って、支給決定をする仕組み、平成27年度から全ての利用者を対象にしていく。

平成26年度末までに体制を作っていく。

現状、十分に進んでいない。計画相談支援の件数が平成25年10月、4・3万件あまり。平成25年度目標値は12・3万件。平成26年度、18・9万件。さらに改正を進めていく必要がある。

## III 障害者総合支援法関係

### ○障害者総合支援法関係について

障害者総合支援法、平成25年6月20日に成立。正式には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

基本理念の中には共生社会の実

現を盛り込んだ。

主な内容は

\*障害者の範囲について制度の谷間を超えるということ、障害者の範囲に難病を加える。\*従来の障害程度区分にかわるのものとして、障害支援区分の創設。

\*重度訪問介護の対象拡大。

\*ケアホーム・グループホームの一元化。

\*地域移行支援の対象拡大。

\*地域生活支援事業の追加。

\*サービス基盤の計画的整備ということ、3年に1回市町村や都道府県においては障害福祉サービス、障害福祉計画でサービス提供に対する確保について計画の策定；その計画について目標をきちんと定めてその目標の進捗状況について定期的な検証・見直しをしっかりとやって頂く(PDCAサイクルを法律の中に位置づけた)。

\*検討規定、法の施行後3年を目途として検討する項目(常時介護が必要になる障害者への支援、移動の支援、就労の支援、その他の障害福祉サービスの在り方、支給決定の在り方、意思決定の支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方、意思疎通の支援の在り方、精神障害者・高齢の障害者の支援に対する在り方等)将来の検討課題として残されている。

### III-1 障害者の範囲の見直し

○制度の谷間のない支援を提供する

観点から障害者の定義にならない難病等を追加。

どのような疾病を障害福祉サービスの対象にするかについては政令で定める事になっている。難病の方に対する医療費助成を法律で行う制度で法律によって、恒久的な組織を導入しようとするもので、これから医療費助成の対象となる疾患の範囲を定めていく。

当面の措置として、予算措置として行われてきた難病患者と居宅生活支援事業の対象疾患の場合と同じ範囲とした。今後、医療費助成対象疾患の検討をして、さらに拡大する方向で見直しをしていく。

### III-2 障害支援区分の創設

○障害程度区分という名称：障害の程度、障害の重さを表している。必要な支援の度合いを示すその趣旨が明確になるように障害支援区分というように名称を改めた。

○障害程度区分においては、特に知的障害者・精神障害者の場合、一次判定で低い判定結果が出て、二次判定になって引き上げるというケースが多かった。できるだけ一次判定の段階で知的障害者や精神障害者の特性がきちんと反映されるようにすることという仕組みに変更。

○認定調査における判断基準についても、できたりできなかったりする場合には今までは頻度の高い順から判断していた。できたりでき

なかつたりする場合にはできない場合を基準に判断するというように判断基準を変える見直しをした。

○ケースが一次判定で最初から反映できるような新たな判定式を構築した。一次判定、認定調査項目80項目になった。二次判定については特記事項という形で行っていく。検証を行い、検証結果、身体と精神の二次判定引き上げ率の差は縮小してきている。

○審査判定基準の省令は1月に公布。4月から適切に実施して頂けるよう市町村の担当者に研修や支援区分の判定のソフトの動作確認作業開始している。

### Ⅲ―③ 重度訪問介護の対象拡大

○重度訪問介護重度の肢体不自由者に加え、知的障害・精神障害、行動上著しい困難を要する障害者等であって、常時介護を要する方を対象に加えられた。

行動障害をお持ちの障害者が対象になってくる。その際重度訪問介護を実施する事業者がいきなり重度訪問介護を提供するわけではなく、特に強度の行動障害をお持ちの障害者の方については、アセスメントをし、また環境調整を行った上でサービスを行っていく事が大事な事業だと考えている。サービスを行うヘルパーに、行動障害に関する研修を受講するということを考えている。

### Ⅲ―④ 共同生活介護の共同生活援助への一元化

○半分以上の施設がグループホーム、ケアホーム、2つの事業所の指定を両方受けていた。柔軟なサービスができるように、グループホームという形で一元化していく。

○規制緩和：外部サービス利用規制の見直し、サテライト型住居の創設ということも併せて行っていく。

○一元化した後のグループホームにおける介護サービスの提供形態  
介護サービス包括型、従来のケアホームと同じ形でありましてグループホームそのものに、世話人他生活支援員、介護を行うスタッフを配置するとそれでグループホームの職員が直接介護を行うという形。

外部サービス利用型、外部の居宅介護事業所と委託契約する、ホームヘルパーを派遣してもらう、利用者本人が居宅介護事業所と契約を結ぶのではなくてグループホームの運営者が居宅介護事業所と委託契約を結んで介護サービスを提供してもらう形。

○サテライト型の住居。グループホームの利用者、一人で暮らしたい、グループホームからの一定の支援受けながらも一人で暮らしたいという方、最終的に一般のアパートに移って頂くための移行期間として利用したい。等を対象に、本体住居から、利用者が概ね20分くらいで移動できるくらい範

囲の所にサテライト型住居、例えば民間のアパートの一室をグループホームとして活用する、本体の方から定期的に世話人が巡回支援を行うとか、逆に利用者の方がグループホームに時々やってきて、食事や余暇活動に参加するといった形態。

### Ⅲ―⑤ 地域移行支援の対象拡大

○地域移行支援事業の対象拡大：保護施設等、矯正施設等。

保護施設に入所している障害者について、身体上、精神上の理由が入所の条件になっている保護施設、生活保護法上の保護施設で救護施設、更生施設等に入所している障害者が地域に移行を対象としていく。

矯正施設等ということでは刑事施設、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、地域に移行する場合そういった場合も対象としていく。  
地域移行支援の福祉サービスの体験利用、グループホームの体験宿泊等、重要になってくる。

矯正施設を出た後に、更生保護施設に入所して、それから社会復帰を目指す方も対象にしている。

### Ⅲ―⑥ 地域における居住支援の在り方

○地域で暮らす障害者が高齢化・重度化していき安心して暮らすために、さらにいろいろな支援が必要になってくる。また親と一緒に住

んでいた障害者の方、親が亡くなった後、どうやって支援していくか課題がある。

○相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくりが必要。具体的な施策：

\*多機能拠点整備型：様々な機能をチーム、多機能を一か所に集めて拠点として整備していくという形。  
\*面的整備型：一か所にまとめるのではなく、地域の中で色々な所が担う、それらが全部繋がって連携して面的に対応していく。

○拠点の機能を担うその母体となるグループホームについては特例を設け、都道府県が認めた場合は、1つの建物の中に複数のグループホームの設置を認める。

### Ⅲ―⑦ サービス基盤の計画的整備

○障害者福祉サービスの基盤これを計画的に整備していく。  
\*3年に1回、都道府県や市町村においては障害福祉政策というものを作成、策定して頂く。

重視している事：計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入：成果目標に関する事項という事で4つの分野について具体的な数値目標を国としては成果目標を示してそれを元に、各自治体での目標を定めてもらう。(福祉施設から地域生活への移行促進、精神科病院から地域生活への移行促進、地域生活支援拠点等。)

\*個別政策分野では障害児支援体制の整備についても計画に盛り込んでいく。計画相談の連携の強化、研修、虐待防止、こういったことについてもさらに内容を書き加えていく。

#### IV その他の関連法律

- 障害者虐待防止法。議員立法という形で平成23年6月に成立して平成24年の10月から施行。虐待が起きないような防止策、それからまた虐待が起きた時には適切にそれを把握してそれ以上広がらないような措置をしっかりと講じていくことが非常に重要。この法律に沿った取り組みをさらに進めていく。
- 優先調達法。障害者の就労施設等からの、国や自治体等の受注の機会を増やしていくことをめざす。国や独立行政法人等が障害者就労施設から物品等をどのように調達していくか基本方針を定めて調達に努めていくという内容。地方公共団体については調達方式の策定、公表した上で取り組んでいく。平成25年の4月から施行されている。3年後の見直し規定。

#### V 精神保健福祉法関係

- 精神保健福祉法の改正案。平成26年の4月から施行予定になっている。
- ①精神障害者の地域生活への移行促進。
- ②保護者制度の廃止、保護者と定めて、その保護者が法律上の義務を

負うという仕組みになっていたが、地域全体で支えていく仕組みに変えていく。

③医療保護入院の見直し：本人に入院同意していただけないが、入院は医学的必要だというケースにおいて、指定医の判断と診断と家族等の誰かが同意すれば入院する事が出来る様になった。

④精神科病院の管理者に、医療保護入院の患者さんの地域への移行を進めるための観点から様々な義務を課す。

○急性期の患者に手厚い医療を提供するため、医師、看護職員は一般病床と同等の配置を目指す。急性期、3ヶ月の間に行えるだけ集中的な治療を行ってできるだけ早く地域に帰って頂くということを目指し、職員配置を厚くしていく必要がある。

○在院期間を1年を超えないうちに退院できるように多職種による質の高いチーム医療を提供して退院の支援等を推進するという一方で、退院できるように多職種で対応していこうと医師、看護師、それから作業療法士それから精神保健福祉士、臨床心理士、そういった職種が連携しながら対応し、また地域の相談支援事業所、地域の事業者との連携し、1年以上の長期在院者の地域移行を推進する。

○来年度、医療保険の診療報酬改定が行われ、精神障害者の精神科病床に入院している方の地域移行を

進めていく観点から、報酬の改定も盛り込まれている。精神保健福祉の配置した時の加算、アウトリーチを実施する場合の評価とか、こういったものが新たに診療報酬に盛り込まれてきている。

○福祉サービスの地域の方の受け皿の整備。精神病床から地域移行を進めるにあたって、その方策の一つとして、精神病床を、居住系の施設、宿泊型の自立訓練の施設、グループホーム、アパートこういったものに変換していくという施策で、今後、検討を進めていくと考えている。

#### VI 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

福島、東日本大震災、大変な苦勞を皆様されてきていると存じます。そういった中で厚労省としては、障害者福祉の分野にとっても様々な取り組みをさせていただいています。

特に被災地の方々の長い間仮設住宅に住んでいる方、故郷から離れて、長い間故郷から離れて住んでいる中で心の問題、精神面での問題というのが非常に重要になってきています。そういった心のケアの取り組みを行う事で心のケア支援事業というものを実施しています。

それから、災害の、震災によって被害を受けた、障害者施設については施設整備、復旧のための施設整備でありますとか、それから設備の整備。今後とも、被災地の現状をよく

把握し、ニーズをお聞きして支援に望んでまいりたいと思います。

#### VII 終わりに

近年障害者総合支援法に変わりました。障害者保健福祉の分野で様々な法律も制定され、色んな取り組みが進んできています。まずは制定された法律の趣旨に沿ってしっかりと、これが施行されるように取り組んでいく事が大事だと思っています。さらに、今後残された課題について、現場の方々のご意見、それからまた障害を持っておられる当事者の方々のご意見に耳を傾けながら、制度がよりよいものになるように、しっかりと努力してまいりたいと考えています。

#### \*講演会を終えて

ご多忙の中、たくさんの方々の皆様にご参加いただいたこと、大変ありがたく思っております。参加された方々からはご質問があり、また、様々なお立場の方と意見交換ができました。有意義な時間を持つことができました。今回の講演会で学んだことを利用者支援に生かしていける様、今後とも日々努力していきたいと思っております。



新しい支援法について講演を行う井上さん

# 新年会

## やしおみ荘

1月22日（水）にいわき市川部町にあるコリーナへ新年会のため、利用者と職員合わせて95名が外出しました。会場に着いてからは飾られている芸術品を眺め、これから出てくる食事や催し物について談笑される姿が見られました。

催し物はシンセサイザーの生演奏や歌であり、利用者が参加して楽しめるような工夫もされており、手拍子や足踏みなど、利用者が参加して大いに楽しむことが出来ました。食事でも数多くの料理が次から次へと並べられ、利用者も職員も「美味しい美味しい。」と舌鼓を打ちました。

多くの利用者が楽しみにされている行事の一つでもあります。利用者からも「来年もやりたい。」



との話が聞かれました。川辺で泳ぐ白鳥をながめながら会話を楽しみ、当日の寒さを吹き飛ばすような利用者の笑顔が印象に残りました。



## ふじみの園

える展望風呂でくつろぐことが出来ました。新年会では施設長とホテルの方からお話を戴いた後、利用者の乾杯で会食が始まりました。立派な御膳を頬張り、舌鼓があちこちから聞こえてきました。新年の抱負を述べてもらった後、カラオケ大会が始まりました。我先にとマイクへと手が伸びるもあっという間に帰園の時

1月16日（木）、塩屋崎ホテルで新年会を行いました。今年はホテルの大部屋をお借りして盛大に行われました。会食の前にはゆったりと海の見

間となり、自慢の声を披露する機を逃した方もいらっしゃいましたが、一年を始めるにあたり良き新年会となりました。

## 節分 ちゃーむ



2月3日(月)は、節分の豆まきを行いました。

プレイルームに鬼が現れると、笑顔で積極的に前に出て豆をまく子、びっくりして職員

にしがみつく子、大きな声で追い払おうとする子、普段なかなか見られない利用者達のいろいろな表情が見られ、それはそれは笑いの絶えない、楽しい豆まきになりました。

みんなに福が訪れますように…

落花生は、NPO法人・明るい社会づくり運動福島県小名浜・常磐地区協議会の方からいただきました。

ありがとうございました。



## 今日は豆まき ふじみの園



2月3日(月)、園内にて節分の豆まきを行いました。朝より「今日は豆まきだ」などの声が聞かれ、張り切っていた様子でした。今年は男性利用者1名、女性利用者3名が年男、年女でした。食堂に集まり、職員から

豆まき・節分の由来の説明を行い職員と共に年男、年女がいり豆やチョコレートを各居室へまきました。今年も怪我や事故のない一年であって欲しいと思いました。

## 初釜～新春の喜びとともに～ やしおみ荘

1月8日(水)、毎年の恒例行事、初釜を行いました。やしおみ荘利用者全員がお茶とお菓子をいただくため、お茶サークルメンバーの皆さんは、おもてなしに大忙しですが、今年もまた、新しい年を無事迎えたことを感じる事ができる嬉しい時間でもあります。皆さま

んをもてなした後は、お茶サークルのメンバーの方々もお茶をいただき、ほっと一息。心落ち着かせ、和の時間を味わいながら、「今年もまた、サークル活動を頑張るぞ。」と、気持ちを新たに、力強く話されていました。

## カラオケ大会 ワークセンターしおさい

1月24日(金)、午前中の作業を終えた後、待ちに待った新春カラオケ大会が開催されました。

レパトリー豊富な利用者みなさん、前日に書いた曲リストのメモを見ると何曲もびっしりと書かれていました。

曲が流れると「○○ちゃんだ～」とみなさんの反応の早さにはびっくりしました。

だれが何を歌うか知っているのです。付き合いの長さですね。

そして一人一人が自慢の喉を披露してくれました。

J-POPや演歌、アニメソングなどいろいろな

ジャンルの歌が聞かれましたが最後は流行のダンスポップをみなさんと踊ったりと、場は大盛り上がりでした。

毎日忙しく作業に取り組んでこられたみなさんがリフレッシュ出来た素敵な一日でした。



# カラオケ大会 虹のかけはし

2月28日(金)虹のかけはし恒例のカラオケ大会を開催しました。

午前中に、作業を終了し、メガクレヨンに到着。

全員が腹ごしらえをした後、順番に歌いたい歌を入

力しました。流行のAKB、アニメ、演歌と色々な曲を入れて得意げに歌われていました。

束の間のカラオケ行事を大いに楽しまれている様子でした。



# 大倉保育園との交流会 やしおみ荘

2月27日(木)、大倉保育園の園児51名が来荘し、体育館において交流会が開催されました。利用者の拍手の中、元気に入場し、施設長・園長先生のあいさつが終わると年長・年中組の園児が季節の童謡や手遊び、お遊戯を披露してくれました。男の子の踊りは忍者の



振り付けもカッコよく、女の子は元気な振り付けでもおしとやかに演技している姿はとても可愛らしく、利用者も自然と笑顔になり、演技のお遊戯に目が釘付けになっていました。

最後は一緒に果物と野菜が出てくる手遊びを披露し、利用者や職員も一緒に行ないました。園児と手を握ると嬉しさからずっと手を繋いでいる姿も見られ、心に残る場面となったようです。利用者が作ったミニ草履や折鶴、やしおみ荘からピカチュウのパンをプレゼントし、園児からは春らしいツクシの壁面飾りやひな飾り、きれいなお花をプレゼントして頂きました。心温まる楽しいひと時を過ごすことができ、すでに来年の交流会を楽しみにしていました。

## 誠心会 苦情解決実績集計表

平成25年4月1日～26年2月28日

分類	やしおみ荘	ふじみの園	なレジデンス なこそ	あC あたごH	おC おかおなH	ほS ほとS	あくていぶ	ちゃーむ	ち第 ちゃーむ2	せん せんとる	虹 かけはし	し しおさい	天 天真庵	計
食 事	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
そ の 他 ケ ア	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
看 護 サ ー ビ ス	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
医 療 サ ー ビ ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活 支 援	1	8	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
その他のプログラム	29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	32
相 談 ・ 連 絡	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
居 住 環 境	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
職 員 の 対 応	13	7	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	25
利用者間の関係	17	34	4	0	1	5	0	0	0	0	2	0	0	63
制度に関するもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
そ の 他	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
合 計	79	63	5	0	2	7	11	1	1	2	3	2	0	175
話し合いで解決	66	2	4	0	1	4	6	1	1	2	1	0	0	
改善で解決	13	41	0	0	0	0	4	0	0	0	2	2	0	
未 解 決	0	20	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	

## 嬉しいお手紙が届きました

やしおみ荘

先日、やしおみ荘宛に1通の手紙が届きました。震災後、半年あまり荘で生活をされていた方が、荘での経験から生きる力を見つけられ、沢山の人たちに助けられた恩返しにわずかでも社会に貢献したいとの思いで、福祉の仕事に就かれているとのお手紙でした。経験を積んで資格を取得し、広い視野で福祉の仕事をし

て行きたいと、将来に希望を持っておられ、職員一同、嬉しい限りです。手紙には感謝の言葉も添えられていましたが、手紙を読んだ私たちも励まされ、力をもらいました。これからも、人と人との出会いを大切に、一人でも多くの方に生きる力を届けられたら…手紙から多くのことを教えられた思いでした。

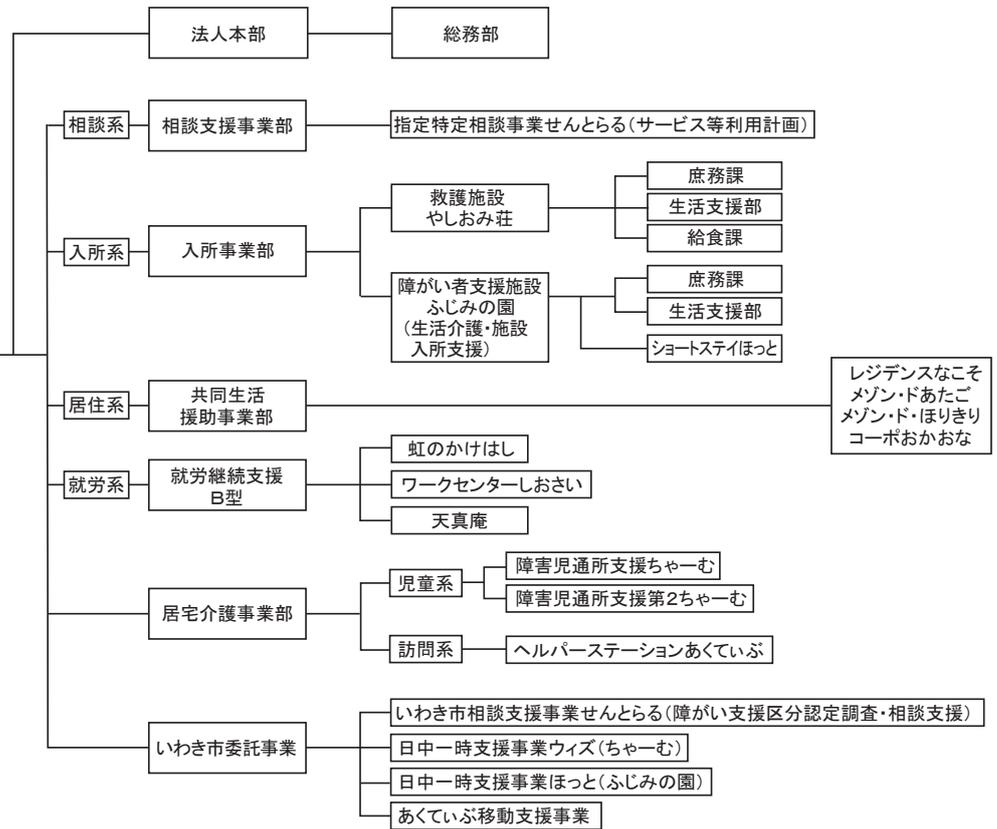
# 平成26年度 社会福祉法人 誠心会「組織表」

法人理事会・評議員会

顧問 会計士  
嘱託 医師  
苦情解決第三者委員等

社会福祉法人  
誠心会 理事長

各事業部連絡会議  
リスクマネジメント委員会  
広報委員会  
苦情解決委員会  
人権擁護委員会  
研修委員会



## 人事異動

氏名	新	氏名	新
志賀 啓子	法人本部兼総務部部长	岡ノ谷紗彩	入所事業部ふじみの園生活支援部生活支援員
大橋 梨香	入所事業部やしおみ荘生活支援部課長	薄葉 普明	居宅介護事業部障害児通所支援ちゃーむ指導員
村山 朋子	共同生活事業部共同生活介護・共同生活援助メゾン・ド・あやご、コーポおかおな主任生活支援員	四釜 大樹	共同生活事業部ケアホーム・グループホーム世話人兼生活支援員
遠藤 史穂	入所事業部やしおみ荘生活支援部主任介護職員	猪狩 美咲	総務部付職員事務員・出納職員
丹野 和元	通所事業部就労継続支援事業B型(しおさい)生活支援員	松原 航	入所事業部ふじみの園生活支援部臨時生活支援員
岩屋 伸典	通所事業部就労継続支援事業B型(虹のかけはし)生活支援員	古川 美和	入所事業部やしおみ荘給食課臨時栄養士
菅 里枝	入所事業部やしおみ荘生活支援部介護職員	丸田 一衛	入所事業部やしおみ荘嘱託管理人
江間 若菜	入所事業部ふじみの園生活支援部生活支援員		

## 祝・精神保健福祉士国家資格取得おめでとう!!

せんとらる 副主任相談支援専門員 松崎加奈子

精神保健福祉士の国家試験を受験し、無事合格する事が出来ました。就労継続支援B型事業所から相談支援事業所へ異動となり、精神障がい者の方と接する機会が増え、その中でどの様に関わればよいのか悩んだ事が精神保健福祉

士の資格を取得しようと思ったきっかけでした。資格を取得して終わりではなく、精神障がい者の方の気持ちに寄り添いながら支援を進め、スキルアップしていけるよう日々努力していこうと思います。

寄付を頂いた方 佐藤理容所 様

### 編集後記

今年の夏は冷夏の予想とか。ここ数年の暑い夏に「暑い」と、愚痴をこぼしていたものの、冷夏と聞くと「やっぱり夏は暑くない」と心配になってみたりする。勝手なもので、ないと思うと欲しくなる。いつもと

変わらない事への安心感は、季節にも感じる。暑い夏を経て実りの秋へ。普段の生活のあたりまえのことも、「まったく」と、愚痴を言っていたことも、ちょっと思い返してみようかな。その先には実りの秋が待っているかもしれない。